

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 12 月 11 日

福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 福岡地方検察庁 令和 7 年第 3 号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 12 月 11 日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
令和 2 年 11 月頃から令和 3 年 7 月頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
吉羽美華、渡部秀規又は高洲こと宮原由美子らが関与することにより行われた、独立行政法人福祉医療機構（以下「WAM」という。）の新型コロナウイルス対応支援資金による無担保無保証融資（以下「本件融資」という。）に乘じ、融資金の一部を前記吉羽又は前記渡部らに渡すことを条件として同人らを通じて WAM に対して本件融資を申し込めば、支払期限を繰り延べ続けることができ、事実上民事責任を追及されがないなどと装い、その旨のうそを述べることにより、前記吉羽らに対して現金を交付させる行為
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 被告人らが被害者に示した職業等
ア 吉羽 美華 寝屋川市議会議員

イ 渡部 秀規 W A M 審議官、ヘルスケア基盤整備機構審議官

ウ 高洲こと宮原由美子 サラムーントレーディング経営者

(2) 被告人らが被害者に述べた主な内容

ア 前記渡部がW A M又はその関係機関の審議官であり、本件融資の決定権限を有しており、同人らを通じて本件融資を申し込むとともに同人らを通じて融資金の約半額をW A M又はその関係機関に戻せば特別に本件融資を受けることができる。

イ 本件融資は融資金の返済ができなくても支払期限を繰り延べ続けることができ、事実上民事責任を追及されることがない。

ウ 渡部審議官が融資に前向きでなく、このままでは融資を受けられないが、前記吉羽に対して融資金の約4割の金銭を渡すことを条件に同人を通じて本件融資を申し込めば、特別に上記(2)イ同様事実上民事責任を追及されることがない。

(3) 檢察官が把握している被告人らが現金を受領した銀行口座

三菱UFJ銀行大阪京橋支店 株式会社クロノブレイン名義 口座番号 1048498

りそな銀行天六支店 株式会社ザイネス名義 口座番号 0341605

楽天銀行第四営業支店 株式会社ヘルスケアプラス名義 口座番号 7066947

横浜銀行片瀬支店 SARAMOON TRADING 株式会社名義 口座番号 1236462

三井住友銀行城東支店 株式会社プロダクションオスカーナミヤ 口座番号 1641930

5 開始決定の時における給付資金の額 金1億9,796万613円

6 支給申請期間 令和7年12月11日から令和8年2月9日までの間

7 犯罪被害財産の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 福岡地方裁判所
- (2) 裁判年月日 令和6年10月7日
- (3) 確定年月日 令和6年10月18日
- (4) 被告人の氏名 吉羽 美華
- (5) 追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、本件融資に乗じて、医療法人理事長を欺き、同医療法人から金銭をだまし取ろうと考え、前記渡部と共に謀の上、令和2年7月22日から同年11月15日までの間、複数回にわたり、2箇所の病院において、前記理事長に対し、前記渡部がWAM又はその関係機関の審議官であり、本件融資の決定権限を有しており、前記渡部らを通じて本件融資を申し込むとともに同人らを通じて融資金の約半額をWAM又はその関係機関に戻せば特別に本件融資を受けることができ、かつ、本件融資は融資金の返済ができなくとも支払期限を繰り延べ続けることができ、事実上民事責任を追及されないように装いながら、その旨のうそを言い、前記理事長にその旨誤信させ、さらに、被告人は、前記渡部の関与を排して同医療法人から金銭をだまし取ろうと考え、同年12月2日から令和3年1月19日までの間、前記理事長らにショートメッセージを送信するなどし、同人らに対し、前同様に装った上、渡部審議官が融資に前向きでなく、このままでは融資を受けられないが、被告人に対して融資金の約4割の金銭を渡すことを条件に被告人を通じて本件融資を申し込めば、特別に前記同様事実上民事責任を追及されることができない旨うそを言い、前記理事長にその旨誤信させ、よって、同人に、令和2年12月10日頃、被告人を通じて本件融資の申込みをさせて、令和3年1月15日、WAMから本件融

資として同医療法人名義の普通預金口座に現金 6 億円の振込入金を受けさせた上、同医療法人からだまし取る金銭の取得の原因を仮装しようと企て、その頃、日本国内において、株式会社ヘルスケアプラスに 9,900 万円を振り込むよう依頼する架空のコンサルティング費用に関する振込依頼書、S A R A M O O N T R A D I N G 株式会社に 5,300 万円を振り込むよう依頼する架空の業務委託費用に関する振込依頼書及び株式会社プロダクションオスカーに 8,000 万円を振り込むよう依頼する架空の貸付金に関する振込依頼書をそれぞれ作成した上、これらを同医療法人が運営する病院に送付し、さらに、同月 19 日、同病院において、情を知らない前記理事長と共に、同医療法人が前記ヘルスケアプラスにコンサルティング業務の報酬として 9,900 万円を支払う旨記載した架空のコンサルティング業務委託契約書、同医療法人が前記 S A R A M O O N T R A D I N G に委託業務の報酬として 5,300 万円を支払う旨記載した架空の業務委託契約書及び前記プロダクションオスカーが同医療法人から 8,000 万円を借用する旨記載した架空の金銭消費貸借契約書確認合意書をそれぞれ作成し、同月 20 日、同医療法人名義の普通預金口座から、被告人管理の普通預金口座 3 口座に現金合計 2 億 3,200 万円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（同法第 10 条第 1 項前段）

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810-8651 福岡県福岡市中央区六本松四丁目 2 番 3 号

福岡地方検察庁 刑事政策推進室 電話番号 092-734-9092（直通）

○ 上記 3 の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の

翌日から起算して 30 日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記 8 のとおり）。

○ 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から 30 日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。